



10%プレミアムチャージキャンペーンを実施します

沼田市が発行する沼田市電子地域通貨tengoo(※1)では、次の期間に、通常1.5%(セブン銀行ATMでのチャージの場合は1.0%)の率で付与するプレミアムポイントを10%に引き上げるキャンペーンを実施します。周知にご協力賜りますようお願いいたします。

10%プレミアムチャージキャンペーン

概要	期間中にチャージすると通常1.5%(セブン銀行ATMでのチャージの場合は1.0%)の率で付与するプレミアムポイントを10%に引き上げるキャンペーンです。
キャンペーン期間	令和5年6月15日(木)午前9時～令和5年7月14日(金)午後9時 ・予算額に達し次第終了
対象者	tengooを利用している人
有効期限	チャージ分 730日間/プレミアムポイント分 120日間 ・1万円をチャージした場合、1万1,000円相当のtengooが発行され、1万円相当分が730日間の有効期間、1,000円分が120日間の有効期限となります。 ・プレミアムポイントの有効期限は、通常時に付与しているプレミアムポイントの有効期限とは別に管理します。 ・プレミアムてんぐーカードの購入ではプレミアムポイントは付与されません。
チャージ限度額	1日あたり5万円まで/期間中に10万円まで ・指定販売所(※2)、セブン銀行ATMのいずれのチャージでもプレミアムポイントが10%の率で付与されます。 ・通常時のチャージとは異なり、指定販売所、セブン銀行ATMいずれのチャージでも合算で1日あたり5万円、期間中に10万円までのチャージとなります。 ・期間中にチャージ限度額を超えた場合でも、通常の付与率によるチャージはできません。(キャンペーンが早期終了した場合は、チャージ限度額を変更する場合があります)
その他	tengooの利用方法等詳細は、市ホームページをご覧ください。市産業振興課までお問い合わせください。

※1「tengoo(てんぐー)」とは、沼田市の地域通貨の名称で、沼田市に縁の「天狗」から命名。令和2年12月18日～令和3年9月30日の実証実験を経て、令和3年10月1日に本格運用を開始。1てんぐー=1円で換算。運用には、株式会社トラストバンク(本社：東京都渋谷区、代表取締役：川村 憲一)提供の自治体向け地域通貨プラットフォームサービス「chiica(ちーか)」を利用。新型コロナウイルス感染症の蔓延を受け、市内事業者支援のための消費喚起、非接触型決済の普及による接触感染リスクの低減、市内経済循環の改善及び決済手数料の市外流出防止、電子クーポン発行機能等による商品券に代わる経済活性化策機能の構築、及び行政ポイント付与による市民参加促進及びコミュニティの活性化を目的に各種キャンペーン等の事業を展開。

※2「指定販売所」とは、tengooがチャージできる施設で、市の公共施設のほか一部加盟店店舗など、令和5年6月1日現在では市内に19施設を指定している。

市内報道関係機関 各位

新型コロナウイルス感染症による売上減に加えエネルギー価格や物価高騰の影響を受けている法人・個人事業主に支援金を給付します。

沼田市では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び原油価格や物価高騰等の影響を受けた市内事業者の事業継続を支援するため、「沼田市物価高騰対策事業継続支援金」を創設しました。

ご報道等についてご協力いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

交付対象者

令和5年1月1日までに創業し、市内に主たる事業所又は事業拠点（大規模チェーンの直営店を除く）を置いている法人若しくは個人事業主。または、市内に住民登録（令和4年5月1日時点）があり、市外で経営活動を行っていて、今後も市内に居住する意志がある個人事業主。

交付要件 次の①～⑤の要件を満たすこと

① 「対象月（※1）」の原材料費、光熱水費および燃料費の合算額が「基準月（※2）」と比べて10%以上増加している

② 「対象月」の売上げの合計が、「基準月」と比べて20%以上減少している

※1 ①と②の対象月は令和4年6月から令和5年5月のうち、任意の3か月

※2 ①と②の基準月は平成31年1月から令和4年5月のうち、いずれかの年、または連続する2か年の対象月と同じ3か月

※令和4年3月1日から令和5年1月1日までに創業した事業者の対象月は以下とする

対象月 令和5年3月～5月 基準月 創業の翌月から令和5年2月までの月平均×3か月分

③ 市税を滞納していないこと（徴収が猶予されている場合を除く）

④ 法人の場合、直近の事業年分の法人市民税の申告をしている者。個人事業主の場合、令和4年分の所得税または令和5年度の住民税に関して営業等の事業所得の申告をしている者

⑤ 個人事業主の場合、交付対象者が配偶者等の被扶養者でなく、主たる事業の収入額が、年金、給与収入等の収入額の合計を上回っていること

交付金額 法人等15万円、個人事業主7万円

申請期限 令和5年9月30日（土）まで ※当日消印有効

※詳細は、別添チラシをご覧ください

申請・お問い合わせ先 沼田市経済部産業振興課商工振興係

TEL 0278-23-2111 FAX 0278-24-5179

沼田市物価高騰対策事業継続支援金

新型コロナウイルス感染症による売上減に加え
エネルギー価格や物価高騰の影響を受けている
法人・個人事業主に支援金を交付します

経費10%増 & 売上20%減の事業者を支援します

交付対象者

令和5年1月1日までに創業し、市内に主たる事業所または事業拠点(大規模チェーン直営店を除く)を置いている法人もしくは個人事業主。または、市内に住民登録(令和4年5月1日時点)があり、市外で経営活動を行っていて、今後も市内に居住する意思がある個人事業主。

※申請日時時点で事業を行っており、今後も事業継続予定であること

※医療法人、農業法人、NPO法人等の法人についても対象とする。ただし、宗教法人は除く

※沼田市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団または暴力団員でないこと

※風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関係特殊営業は除く

交付要件 次の①～⑤の要件を満たすこと

①「対象月(※1)」の原材料費、光熱水費および燃料費(電気、ガス、水道、ガソリン、灯油、軽油、重油など)の合算額が、「基準月(※2)」と比べて10%以上増加している

②「対象月」の売上げの合計が、「基準月」と比べて20%以上減少している

※1 ①と②の対象月は令和4年6月から令和5年5月のうち、任意の3カ月

※2 ①と②の基準月は平成31年1月から令和4年5月のうち、いずれかの年、または連続する2か年の対象月と同じ3カ月

※令和4年3月1日から令和5年1月1日までに創業した事業者の対象月と基準月は以下とする

対象月 令和5年3月～5月 基準月 創業の翌月から令和5年2月までの月平均×3カ月分

③市税を滞納していないこと(徴収が猶予されている場合を除く)

④法人の場合、直近の事業年分の法人市民税の申告をしている者。個人事業主の場合、令和4年分の所得税または令和5年度の住民税に関して営業等の事業所得の申告をしている者

⑤個人事業主の場合、交付対象者が配偶者等の被扶養者でなく、主たる事業の収入額が、年金、給与収入等の収入額の合計を上回っていること

交付金額

法人15万円、個人事業主7万円

申請期限

令和5年9月30日(土)まで ※当日消印有効

注意事項

本支援金は、営業する店舗の数にかかわらず、1事業者につき1回限りの支給とする。

本支援金は、課税収入となります。

不正な手段により支援金の交付を受けたときは、支援金の返還を求めます。

記入例

様式第1号 (第4条関係)

提出日 → 令和5年 6月16日

沼田市長 様

法人は、本社所在地
個人事業主は、自宅の住所

申請者

住所又は
所在地
氏名又は
代表者氏名
電話番号

〒378-8501
沼田市下之町 888 番地
株式会社 ○○○○
代表取締役 沼田 太郎
0278-23-2111

個人事業主は、屋号等

印

沼田市物価高騰対策事業継続支援金交付申請書兼請求書

法人は、代表者印
個人事業主は、個人印

沼田市物価高騰対策事業継続支援金交付要綱第4条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり支援金の交付について申請及び請求します。

記

1 増加対象経費 **原材料費、光熱水費および燃料費(電気、ガス、水道、ガソリン、灯油、軽油、重油など)。1種類でも複数でも可**
(○○○○、○○○○、○○○○、○○○○、○○○○)

2 経費・売上高の比較 **添付書類の記載内容と、必ず合致すること**

A：対象月の経費・売上高		B：基準月の経費・売上高		経費の増加率 (A-B) / B × 100
令和4年6月から令和5年5月のうち、任意の3カ月を対象月とする		平成31年1月から令和4年5月のうち、いずれかの年の対象月(または連続する2か年)と同じ3カ月		
令和 4 年 12 月	平成・令和 元 年 同 月	経費 1,000,000 円		
令和 5 年 1 月	平成・令和 2 年 同 月			
令和 5 年 2 月	平成・令和 2 年 同 月	売上 2,000,000 円		経費の増加率 10%以上増が対象
経費 1,150,000 円	経費			増加率 15 %
売上 1,600,000 円	売上	売上高の減少率 20%以上減が対象		減少率 20 %

3 事業者の概要

創業年月日	昭和○○年 ○月 ○日	業種	○○○○○○ 業
事業所(店舗)所在地	〒378-○○○○ 沼田市○○町○○○○番地		

4 連絡・書類送付先 **市からの連絡がつかやすいこと**

担当者氏名	利根川 花子	電話番号	○○○-○○○-○○○○
メールアドレス	○○○@○○○○○○○○○○○○○○		
書類送付先	住所 〒378-○○○○ 沼田市○○町○○○○番地		
	名称 株式会社 ○○○○		

5 請求及び振込先

添付書類（通帳の写し）の記載内容と、必ず合致すること

助成金名	沼田市物価高騰対策事業継続支援金			
交付請求額	金 150,000 円（法人15万円、個人事業主7万円）			
振込先	金融機関名	〇〇銀行	本支店名	〇〇支店
	口座の種類	1 普通 2 当座	口座番号	〇〇〇〇〇〇
	フリガナ	カ) 〇〇〇〇 ダイヒョウトリシマリヤク ヌマタタロウ		
	口座名義	株式会社〇〇〇〇 代表取締役 沼田 太郎		

※申請者名義の口座とする

6 誓約書及び同意書

① 交付要綱第2条（交付対象者）の規定に該当することを誓約します。

- 市税を滞納していないこと。
- 令和5年1月1日以前から事業を開始し、事業収入を得ており、市内に主たる事業所を有する法人若しくは個人事業主、又は令和4年5月1日以前から市内に住所を有し、事業を営んでおり、今後も引き続き居住する意思がある個人事業主であること。
- 法人にあつては直近の事業年分の法人市民税の申告をしている者、個人事業主にあつては令和4年分の所得税又は令和5年度の住民税に関して営業等の事業所得の申告をしている者であること。
- 法人にあつては、市内に有する主たる事業所が大規模チェーンの直営店でないこと。
- 個人事業主の場合、次に掲げる要件を全て満たす者であること。
 - ア 交付対象者が配偶者等の被扶養者でないこと。
 - イ 主たる事業の収入額が、年金、給与収入等の収入額の合計を上回っていること。
- 申請日時点において、営業を行っており、支援金交付後も事業を継続する意思があること。
- 令和4年6月から令和5年5月までの任意の3か月（以下「対象月」という。）の売上高の合計が、平成31年1月から令和4年5月までの期間において、いずれかの年の対象月と同じ3か月（対象月が令和4年及び令和5年の2か年に渡る場合は、平成31年1月から令和4年5月までの期間における、連続する2か年の対象月と同じ3か月。以下「基準月」という。）と比較して20%以上減少していること。
- 対象月の燃料費、原材料費及び光熱水費（以下「燃料等経費」という。）の合算額が基準月と比較して10%以上増加していること。
- 沼田市暴力団排除条例（平成24年条例第21号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員でないこと。
- 宗教活動又は政治活動を目的とした事業を行っている者でないこと。
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関係特殊営業を営む者でないこと。

② 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けた場合、助成金を返還します。

③ 市税の課税状況及び納付状況を調査することに同意します。

令和5年 6月 16日

氏名又は法人代表者氏名 株式会社〇〇〇〇代表取締役 沼田 太郎 印

----- ※市処理欄 以下は、市の処理欄ですので何も記載しないでください。 -----

確認日	確認者印
令和5年 月 日	

納税確認	
未納額なし	未納額あり
	猶予あり ・ 猶予なし

申請書類

申請様式は、沼田市ホームページ内の検索バーに「沼田市物価高騰対策事業継続支援金」と入力の上該当ページ(下記URLまたは右記QRコード参照)からダウンロードするか、沼田市経済部産業振興課から取り寄せてください。

URL <https://www.city.numata.gunma.jp/jigyosha/chusho/yushi/1013355.html>



1 沼田市物価高騰対策事業継続支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）
2 申請書類チェックリスト
3 対象月・基準月の経費が分かる帳簿等の写し 仕上台帳や領収書等、比較に使用した対象月および基準月の経費とその金額を確認できる書類の写し
4 対象月・基準月の売上高が分かる帳簿等の写し 売上台帳や決算書等、比較に使用した対象月および基準月の売上高の金額を確認できる書類の写し
5 直近の確定申告等の写し 【法人】法人税確定申告書別表一 【個人事業主】青色申告：確定申告書第一表 白色申告：確定申告書第一表 市県民税申告：市県民税申告書
6 事業内容が分かる書類（個人事業主のみ） 開業届の写し、パンフレットなど
7 申請者名義の通帳の写し 通帳を開いた1・2ページ目
8 本人確認書類（個人事業主のみ） 運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証、住民票のいずれかの写し

申請先

〒378-8501 沼田市下之町888 沼田市役所経済部産業振興課商工振興係（テラス沼田5階）

受付時間：平日8:30~17:15

申請書を郵送する際に、切り取って封筒にお貼りください。

< キトリ >

〒378-8501

沼田市下之町888 テラス沼田5階

沼田市役所経済部産業振興課商工振興係

【沼田市物価高騰対策事業継続支援金申請書類在中】

お問い合わせ

沼田市役所経済部産業振興課商工振興係

TEL 0278-23-2111 内線5005

受付時間 平日8:30~17:15

令和5年5月18日発行

令和5年6月吉日

報道機関 各位

沼女祭×tengooについて

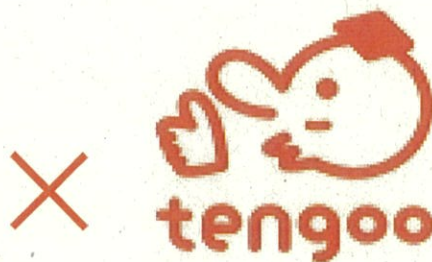
沼田高校との統合前最後の開催となる「沼女祭」と沼田市電子地域通貨tengoo（てんぐー）のコラボレーション企画「沼女祭×tengoo」を実施します。

6月3日（土）の一般公開日には、各模擬店やキッチンカーで、tengooによる決済（アプリ版のみ）ができます。

校舎内にtengooブースを設置し、アプリのインストール支援や使い方の説明、現金チャージを行うほか、当日限定の来場者ポイントのプレゼントも予定しています。

《企画内容》

- 目的 主に若い世代に対する電子地域通貨tengooの普及拡大
- 日時 6月3日（土） 午前9時～午後3時
- 場所 群馬県立沼田女子高等学校（沼田市東倉内町753-3）
- 内容
 - ・tengooブースの設置
PR及び導入支援、現金チャージ（プレミアム率1.5%）
 - ・来場者ポイント（アプリ版のみ）
当日のみ使える会場限定のポイントを来場者にプレゼント（100てんぐー、お一人様1回限り）
 - ・模擬店やキッチンカー全店舗でtengoo決済が可能（アプリ版のみ）



《tengooに関するお問合せ先》
沼田市経済部産業振興課
TEL0278-23-2111（内線5003）
メールtengoo@city.numata.lg.jp

ぬまたハッピープロジェクト運営委員会の活動について

- 1 地域の支援団体等のネットワークの推進
 - ・「出会いを応援し沼田を元気にするネットワーク」として立ち上げた、「ぬまたハッピープロジェクト運営委員会」に現在9団体と活動に賛同する個人会員が参加。定期的に運営委員会を開催している。
 - ・運営委員長 井熊基之
- 2 出会いイベントの企画・運営
 - (1) 主催事業の実施
 - 婚活イベントの実施
 - ※令和4年度は星空観察イベントの実施
 - (2) 恋活部イベントの実施
 - 部活感覚で、平日の夜気軽に参加できるようなイベントを企画・実施。
 - ※令和4年度はクリスマスブッタナッツアレンジ教室を実施
- 3 結婚応援セミナー等の企画・運営
- 4 結婚応援サポーターの養成
- 5 情報の発信
 - フェイスブック、インスタグラム等を活用しイベント情報などを提供。

1 マイナンバーカードの発行状況 まだ5月末の確定数値は発表されていません。

4月末現在 (申請率 伸び率 12市中2位)

	総数(人口) R4.1.1時点	申請枚数	申請率	交付枚数	交付率
申請状況	46,009	35,312	76.75%		
交付状況	46,009			30,644	66.6%

2 トラブルについて

現時点で、報道されているようなコンビニでの誤交付、マイナポイントの誤紐付け、健康保険証の情報の紐付け誤り、公金口座の誤登録といった事案は、本市ではありません。